板橋区国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和3年2月25日(木) 区役所北館9階大会議室A

板橋区健康生きがい部国保年金課

令和2年度第1回 板橋区国民健康保険運営協議会会議録

開会年月日 令和3年2月25日(木)

開会時刻 15:00

閉会時刻 15:35

開催場所 区役所北館 9 階大会議室 A

出席委員

吉 田 和 雄 志 賀 順 子 石 川 正 治

金 子 治 保 坂 洋 杉 田 ひろし

寺 ひろし 雲 澤 田 南 由 子 福 正 澄

佐 伯 幸範

欠席委員

齋 藤 やす子 寳 田 一 明 齋 藤 英 治

かなざき 文子

出席理事者

区 長 坂 本 健 副 区 長 橋本正彦

事務局職員

健康生きがい 五十嵐 登 国保年金課長 山田 節 美

国保年金課管理係主査 国保年金課 樋 代 紀 子 加 地仁 至 管 理 係 長

国保年金課 住 吉 弦 多

保険給付係長

○国保年金課長 本日はお忙しいところ、また、緊急事態宣言発出の中、板橋区国民健康保険 運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本協議会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症防止のため、飛沫対策等に最 善を尽くして対応してございます。

なお、会議録作成のため、録音させていただきます。ご発言される際には、マイクのボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言いただき、ご発言後は、再度ボタンを押して電源をオフにしていただきますようお願いいたします。また2人で1つのマイクを使用する場合は、除菌シートを置いてありますので、適宜ご使用ください。

本日は開会に先立ちまして、一部の委員の方が交代になりましたので、新しい委員の皆様を私の方からご紹介申し上げます。皆様のお手元には委員名簿を机上配付させていただきましたので、あわせてご参照ください。

公益代表の方々です。杉田ひろし様。

- ○杉田会長 杉田ひろしでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○国保年金課長 寺田ひろし様。
- ○寺田委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○国保年金課長 それでは、ただいまから、板橋区国民健康保険運営協議会を開会いたします。 はじめに本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日の委員の出席状況は10 名でございますので、委員定数の2分の1以上に達しており、会議は有効に成立している ことをご報告いたします。

今回は、先ほどご案内いたしました通り、委員の一部に交代があり、会長と会長職務代理者に欠員が生じました。今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、先だって皆様に文書による協議を行っていただいた結果、会長には杉田ひろし委員が選任されております。また諮問書の写しにつきましては、皆様の席上に配付をさせていただいております。

それでは保険者代表の坂本区長からご挨拶をさせていただき、会長に諮問書をお渡しい ただきます。お願いいたします。

○坂本区長 座ったまますみません、失礼します。

皆様こんにちは。大変お忙しい中を、また、緊急事態宣言の発出された新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せていない中、ご出席をいただきまして誠にありがとうござ

います。

国民健康保険運営協議会につきましては、被保険者の代表の方、医療機関の代表の方、 公益代表の方、被用者保険代表の方にお集まりいただき国民健康保険の運営に関しまして 必要な意見を頂戴しております。

今回の諮問事項につきましては、諮問書に沿いまして申し上げますと、まず第1に保険料率の改定、第2に保険料から減ずる額の改定、第3に保険料均等割額を軽減するときの基準額算定方式の改定、第4に条例への文言追加及び修正、以上でございます。

改定の詳しい内容につきましては、後程事務局の方から説明させていただきますが、保険料を算定するにあたり、令和3年度は東京都が示す納付金の97%を反映させるべき年でございますが、新型コロナウイルス感染症の社会状況を考慮し、令和2年度と同様の96%に据え置くことにいたしました。

会長にただ今から諮問書をお渡しさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い いたします。

○国保年金課長 ありがとうございました。ここで区長はほかに所用がございますので、退席 させていただきます。

(坂本区長退席)

- ○国保年金課長 以降の議事は、会長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。
- ○杉田会長 改めまして、杉田ひろしでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 着座にて進行させていただきたいと思いますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いい たします。

本日はお忙しいところ、板橋区国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。現在、緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。本会議におきましても、出席者同士の長時間接触を避けるため、円滑な進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それではここで事務局より、傍聴者の報告がございます。本日の傍聴希望者は1名でございます。ただいま事務局から報告がありましたので、板橋区国民健康保険運営協議会傍聴規定に規定に照らして傍聴を許可します。傍聴希望の方はどうぞお入りください。

(傍聴者入場)

○杉田会長 それではまず、本日の議事録への署名委員の選出となりますが、当運営協議会規 則第9条第2項によりまして、会議録には議長及び2名以上の委員が、署名するものとな ってございます。この署名員 2名の選出につきまして、私にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉田会長 ありがとうございます。それでは私の方から指名させていただきます。石川委員 と南雲委員のお2人に署名をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 後日議事録へご署名いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、会長職務代理者の選任に入りたいと思います。その方法はいかが取り 計らったらよろしいか、ご意見がございましたらご発言願います。

(「会長に一任します」と呼ぶ者あり)

○杉田会長 会長一任とのことでございますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は会長の選任と同様に、公益を代表する委員の中から選任することとされておりますので、寺田ひろし委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○杉田会長 ありがとうございます。それではご異議がないものと認めまして、会長職務代理 には寺田ひろし委員を選任することに決定しました。それでは新会長職務代理を代理者よ り一言ご挨拶をお願いいたします。
- ○寺田委員 着座のままで失礼いたします。

お世話になります。先生方また委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りまして、また会長をお支えしまして、円滑な議事運営に努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○杉田会長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。先ほども申し上げましたが、本日の協議会につきましては、 コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、できるだけ早く終了いたしたいと考えております。 説明、質問それぞれ簡潔に行っていただきますよう、ご協力お願いいたします。

それでは諮問文にあります東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について審議いた します。本件の概要について、国保年金課長より説明を求めます。

○国保年金課長 まず説明の前に資料の確認をお願いいたします。事前にお送りした資料は4種類、資料1から4でございます。次に、本日机上配布でございます。本日机上にお配りしておりますのは、資料4の修正版。そして正誤表。資料5から7になります。資料に不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、諮問書の内容でございます。諮問書の内容につきましては、本日お配りした 修正版、資料4に沿って簡単にご説明させていただきます。

資料4の表紙をおめくりいただき、裏面に4つの諮問事項が記載されてございます。諮問事項の1、こちらが保険料率の改定でございます。今年度の保険料率でございますが、板橋区では狭い23区内で、引っ越しても同じ所得、同じ世帯構成ならば、同じ保険料の方が区民の皆様の理解をしやすいことなどから、23区の共通した保険料率を採用してございます。統一の基準保険料率は、23区全体の必要額や、所得を平均して算定しております。また、保険料率の急激な上昇を避けるため、平成30年度の制度改正のときに、必要額の94%を反映させることとし、その後、毎年1%ずつ上げて、来年度の令和3年度には97%の必要額を反映することを予定しておりました。しかしながら、昨年来の新型コロナウイルス感染症による社会的な影響を鑑み、来年度については、この1%の引き上げを見合わせることとし、今回の料率となりました。板橋区としては、これらの内容を検討し、今年度も昨年と同様23区の基準保険料率を採用して、来年度の保険料率としてまとめてございます。

結果といたしまして、資料4の2ページでございます。基礎賦課額保険料では、昨年度より若干減となりました。来年度板橋区の1人当たりの保険料ですが、基礎賦課額保険料が8万564円。昨年度に比べて711円の増。後期高齢者支援支援金等は2万7,163円。昨年度に比べて1,632円の増。介護納付金は3万5,098円となり、昨年度に比べ、5,216円の増となります。賦課限度額の変更はございません。

基礎賦課額保険料を見ていただき、昨年度に比べて所得割も均等割も少なくなっているのに、1人当たりの保険料が上がっており、奇妙に思われるかもしれません。この理由でございますが、昨年度の運協のときに、翌年度を推計した被保険者の所得の平均に比べて、今回、来年度推計するにあたって利用した令和2年10月時点の令和元年分の所得が高かったことによります。今回、今年度の所得の伸びは、減じると推計してございますが、それを上回って昨年度が高かったと考えられます。

例えば平均の所得が400万円の年と500万円の年では、同じ保険料率を使っても、500万円の方が所得割は1.25倍になり、1人当たりの保険料額は高くなるということでご理解いただければと思います。

昨年度に比べて大きく増えたのが、介護保険料でございます。納付金に見合う保険料ということで計算しております。納付金の増額の原因といたしましては、介護費用が大きく

増えるとされており、また、昨年度に比べて都に対する国の補助金が減ったことなどが要因とされます。

実際にどのように保険料が変わるのか、モデルケースをご覧いただきます。協議会資料に括弧書きで条例改正関係と書いてある資料の9ページをご覧ください。このページでは、介護保険料のないケース3例を記載してございます。次の10ページには、介護保険料が必要な世帯構成で記載してございます。介護保険料が含まれる方は全部増額となっておりますが、9ページのほうでは、所得の少ない部分は均等割が減ったということを反映して、マイナスの保険料額となってございます。収入によって増えたり減ったりということの結果が、こちらのほうに記載してございます。

資料4にお戻りください。1枚おめくりいただいた3ページ、国民健康保険料は3つの保険料を合算して賦課されております。その内容を表にしてございます。基礎賦課額保険料、後期高齢者支援金等賦課額保険料、介護納付金賦課額保険料、こちらの3つを合わせて、国民健康保険料と称してございます。

その次の4ページ、医療費と被保険者数の推移でございます。医療費総額は、被保険者数が減ったことを反映して、若干減ってはございますが、1人当たりの医療費は年々増加をたどっているということが、こちらで見て取れます。

次に5ページでございます。国民健康保険法では、低所得者の均等割保険料をその所得等に応じて軽減する制度がございます。今回の保険料の改定で、均等割額が変わりました。この軽減については条例で定めることになってございます。計算の結果、減額する額として表にしてございます。均等割額が増えれば減額する額が増え、均等割額が減れば減額する額も減るということになります。

次に6ページでございます。平成30年の税制改正により、給与所得控除、公的年金控除の10万円の引き下げ。基礎控除の10万円の引き上げが行われました。これに伴い、所得情報を用いている国保制度に意図せざる影響や不利益が及ばないようにするための措置でございます。これにより均等割軽減世帯の判定に用いる数字が変わりますので、これを条例に反映させていただきます。この制度改正は、減額該当の基準だけではなく、保険料の計算にも影響が予定されておりますが、対象は給与所得と年金所得以外の所得の方となりまして、所得からの控除が10万円増えて計算されることになります。

次に、最後のページですが、他の法制度が変わることにより、必要な文言の追加修正等でございます。例えば、付則第8条につきましては、傷病手当金の新型コロナウイルス感

染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等から引用してございましたが、そちらの方がなくなってしまったため、条例自体に定義を記載することになってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉田会長 ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問がありましたら ご発言願います。

それでは南雲委員、お願いいたします。

○南雲委員 一定程度努力された上での、今回の改正であるということは理解をしたんですけれども、保険料の負担、特に、ある程度収入もあって世帯人数も多い子育て世帯の負担ということが気になっています。

幾つか確認させていただきたいんですけれども、令和4年度から未就学児は、基礎賦課額が50%になるっていう報道を見たんですけれどもそれについての概要を教えていただきたいのと、導入について区や23区としての受けとめについて教えていただきたいというのが1点。

それが、コロナ禍で、かなり区民の方の生活が状況が変わってるというふうに思うんですけれども、その中でこう前倒しをするとか、子育て世帯の未就学50%ということを、国ですとか、都に前倒しするってことを、区や23区として求めてきたかということを教えていただきたいと思います。

○国保年金課長 ありがとうございます。

令和4年度から子どもの均等割額が半額になる、ただ半額につきましては、未就学児を 対象としてございます。こちらの方は国が法制度として、そういう制度をつくるというこ とで発表しているというところでございます。

区といたしましては、子どもの均等割の負担、世帯に対する負担ということは、区長会のほうでもそれは十分に認識してございまして、区長会の方から国の方にそういう制度、子どもの均等割の軽減を求めるということは区長会の方からの要望書として毎年国の方に出していたところです。

今回この令和4年度からは、それが十分ではないかもしれませんが、とりあえず一歩進んで制度化されたと。制度化されたということは、それの財源ということの、ある程度国としてこういう枠組みでやりましょうということが、出されましたので、板橋区としてもそれに則って、子どもの未就学児の均等割の半額減というのを進めていくというふうに考

えてございます。

こちらについて、令和3年度に前倒しというところでは、国の方は今までも子どもの均等割の減額ということについて、制度化されていない部分は、法律に定めていない部分のそういうところは、法に抵触することがあり得るということをずっと見解として述べておりまして、区としてもそこに法律に定めがない減額というのはできないという形でずっときているところでございます。

ここについて要望していくか、拡大とかですね、例えば未就学児だけではなくもう少し 広い範囲でということを要望するかどうかは、また今後区長会等で審議して決めていくよ うになるかと考えてございます。

- ○杉田会長 南雲委員。
- ○南雲委員 今の18歳までの拡充は今後検討されるということでご説明があったんですがその 点確認させていただきたいのと、もう1つ、今回介護保険料が大幅に上がって、一部40代 から60代の方の負担は増えているというふうに認識をしています。40代から50代というと、 特にお子さんが高校生、大学生となって教育費もかかるというようなタイミングかと思う んです。それから、親の病気であるとか、介護であるとか、それを経済的にも支えるとい う家庭も多い中で、負担に対する区ですとか、23区長会の考え方についてお示しください。
- ○杉田会長 国保年金課長。
- ○国保年金課長 まず18歳まで拡充が検討されるというところは、拡充を要望するかどうかを 区長会の方で検討するというところでございます。

介護保険料につきましては確かに40歳から65歳までの方の介護保険料が高額になるというところで、ちょっと高いというところは十分と承知してございますが、制度としてこういう東京都に対する納付金、東京都が必要とする納付金の額を区割りでやっていくとこういう金額になってしまうということで、制度として、こちらに従うしかないのかなというふうには考えてございます。

○杉田会長 よろしいですか。他にご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ご質問がなければ質疑を終了し、引き続きまして、ご意見がございましたら ご発言願います。

南雲委員お願いいたします。

○南雲委員 区側の説明ということと、今回、コロナ禍の影響もあった中で、一定程度努力された上での結果であるということは重々承知をしております。一方やっぱり保険料を払う

側の立場に立って一言申し上げると、やっぱりどうしても高いなという印象があって、制度のあり方そのものを見直してく必要があるという立場を示すものとして本議案に反対を させていただきたいと思います。

- ○杉田会長 続きまして、寺田委員、お願いいたします。
- ○寺田委員 ありがとうございます。

そうですね、現状超高齢社会を迎えた日本におきましては、本当に様々な負担が増していく傾向にはあると思います。特に介護保険、介護納付金の増加っていうのが、国民健康保険料に与える影響というのは非常に大きいというふうに認識しております。先ほどもちょっとご答弁もありましたけれども、ぜひ区長会において、国に対してしっかりとご要望、また対応を求めていかれることを要望いたします。

冒頭ご説明いただきましたように、令和3年度納付金のうち、本来97%、保険料に反映させるべきところ、それをコロナの影響を鑑みて、96%に据え置いたというところでもご配慮いただいたということでもありますので、できる限り、また併せて特に国保の方は収納率の向上をご検討いただくのとあわせまして、しっかりして今後そのバランスをとっていただきたいなというふうに要望いたします。

そうした意味で、このような据え置きの措置もとられたことを鑑みまして、私は今回、 賛成を表明したいと思います。

○杉田会長 他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで区長の諮問に対する答申をまとめたいと存じます。東京都板橋区国民 健康保険条例の一部改正について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○杉田会長 ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正については原 案の通り決定いたします。なお、答申文については、原案を適当と認めるとの内容で、事 務局に作成をお願いいたします。

次に、本日机上配付の資料5、6について事務局から説明願います。

○国保年金課長 それでは、資料5をご覧ください。

こちらは昨年2月の27日の運営協議会後の条例等の改正についてまとめたものでございます。通常ですと、条例を改正する時には皆様に諮問を出させていただき、改正するという流れでございますが、今回コロナの関係でございまして、緊急を要するということで、

先に進めさせていただきました。

初めに、1番が傷病手当金、コロナに感染した方に対してお出しする傷病手当金、それと2番が感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免の取り扱いについて、そのあと、2番と4番につきましては、この傷病手当金の終わりの期限を延ばしたものでございます。3番につきましては、延滞金を算出する際に用いる割合の名称が変更になりましたので、こちら名称変更だけでございました。そちらを修正させていただいたというものでございます。また傷病手当金につきましては、先週、国からまた本年の6月末まで期間が延びるとの通知がございまして、今後、規則の改正をさせていただく手続きを進めさせていただきます。

続きまして資料6でございます。こちらは本年3月から始まるオンライン資格確認システムについての説明でございます。来月よりオンライン資格確認システムが全国でスタートいたします。概要でございますが、大きく3点でございます。

1点目が、オンラインで資格情報を提供する機能ができるというもの。本人の了解のもと、医療機関で薬剤情報や、特定健診情報などが確認できるというものでございます。

2点目が、国民健康保険では世帯単位で同じ記号番号を利用しておりましたが、今回の機能追加に伴い、枝番をつけ、個人単位の記号番号となります。この保険証は、令和3年度の保険証の更新、本年の夏以降ですね、保険証の更新がございますので、そちらに合わせて枝番をつけた保険証にかえさせていただきます。

次に3番目は、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。事前に ご自身で保険証とひもづけすることによって、マイナンバーカードが保険証の代わりにな ります。このメリットでございますが、加入、喪失の手続きが終われば、保険証の発行を 待つことなく、新しい保険を利用することができたり、また、誤った保険証の利用を防ぐ ことにより、医療機関が保険者負担分をより直近の情報で請求することができるようにな ります。細かい部分につきましては、カラー刷りのチラシを添付いたしましたので、そち らをご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○杉田会長 ただいまの説明に対してご質問がありましたらご発言願います。よろしいでしょ うか。せっかくの機会でございますので何かございましたら。

それではご質問がなければ、最後になりますが、特定健康診査、特定保健指導の実施状況及び令和3年度実施方法についての資料を机上配付いたしました。本件については、時

間にも限りがございますので、今回は資料配付のみにとどめることにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、板橋区国民健康保険運営 協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。